



2026年2月2日

各 位

会 社 名 S G ホ ー ル デ イ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 松 本 秀 一
(コード番号 : 9143 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 ・ 経 営 企 画 担 当 高 垣 考 志
(TEL 075-693-8850)

当社子会社における保税蔵置場の許可失効に関するお知らせ

当社の連結子会社である SGH グローバル・ジャパン株式会社（以下、「SGJ 社」）は、今般、東京ロジスティクスセンター保税蔵置場について、保税蔵置場の許可が更新されず失効することとなりました。弊社および SGJ 社は、本件について、厳粛に受け止め、深く反省し、お客さまならびに関係者の皆さまに心よりお詫び申し上げます。このような事態を繰り返さないため、コンプライアンスの強化、ガバナンス体制の構築、再発防止策の履行を徹底してまいります。

記

1. 事案概要

2025 年 6 月に東京ロジスティクスセンター保税蔵置場で取り扱った外国貨物について、税関長の許可を受けることなく輸入したことが、東京税関による調査により発覚しました。当該行為は、関税法第 67 条※の規定に抵触し、SGJ 社および関与した従業員は、同年 12 月に東京税関より通告処分を受けることとなりました。

今般、SGJ 社の保税蔵置場の一つである、東京ロジスティクスセンター保税蔵置場について、保税蔵置場の許可の期間が 2026 年 1 月 31 日までであり、上記通告処分を受けたことにより許可の更新が出来ず、同日付で保税蔵置場の許可が失効することとなりました。

2. SGJ 社に対する処分内容（通告処分について）

関税法に基づく罰金に相当する金額の東京税關への納付

対象：SGH グローバル・ジャパン株式会社

3. 発生原因および再発防止策について

【発生原因】

直接的な原因としては、関与した従業員のコンプライアンスを軽視する姿勢により発生したものであります。その背景には、越境 EC の貨物量の大幅な増加の一方で、十分な人員配置がない中で、

コンプライアンスの遵守よりリードタイム厳守の圧力が現場にかかるなどが本件発生の真の原因となっていると捉えております。

これらの認識のもと、以下の通り再発防止策を策定し、順次履行を進めております。

【再発防止策】

(1) オペレーションの再設計

業務手順書の見直し、搬送機・システム・拠点再編、シフト制度の見直し等

(2) 組織設計の見直し

通関・保税業務体制の再編や法令対応、内部統制に係る専門部署の新設等

(3) 人事制度の見直し

評価制度や報酬制度の見直し、異動・配置の仕組み化等の検討、推進

(4) 教育

再発防止教育、コンプライアンス教育等の徹底

(5) ガバナンス体制の強化

3線体制の明確化と強化

4. 保税蔵置場の許可失効後の対応

(1) 東京ロジスティクスセンター保税蔵置場での取扱貨物について

2026年2月1日以降は、同拠点で取り扱っておりました外国貨物については、協力会社への外部委託およびSGJ社別拠点での取り扱いとすることで、これまでと同様のサービスを提供してまいります。

(2) 業績への影響

2026年3月期の業績への影響について、現在精査中ですが、軽微基準に該当する範囲に収まる見通しです。

お客さまをはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますこと、重ねてお詫び申し上げます。

以上

※関税法67条：貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。